

## 日常生活用具給付一覧

種 目	対 象 者	性 能 等
特殊寝台	①下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者 ②寝たきりの状態にある難病患者等であって、必要と認められる者 ※原則として学齢児以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特殊マット	①下肢又は体幹機能障がい1級(満18歳未満の者にあっては2級以上)の身体障がい者であって、常時介護をする者 ②障がい程度が重度又は最重度の知的障がい者 ③寝たきりの状態にある難病患者等であって、必要と認められる者 ※原則として満3歳以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの ※特殊マットとエアーマットの併給は不可とする。
エアーマット	①下肢又は体幹機能障がい1級の身体障がい者であって、体位変換に家族等他人の介助をする者 ②寝たきりの状態にある難病患者等であって、必要と認められる者 ※原則として満3歳以上	エアーマットと送風装置又は空気圧調整装置等からなるもので、褥瘡を予防できる機能を有するもの(水等によって減圧による体圧分散効果をもつウォーターマット等を含む。)
特殊尿器	①下肢又は体幹機能障がい1級の身体障がい者であって、常時介護をする者 ②自力で排尿できない難病患者等であって、必要と認められる者 ※原則として学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者であって、入浴に家族等他人の介助を要する者 ※原則として満3歳以上	障がい者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。
体位変換器	①下肢又は体幹機能障がい2級以上で下着交換等に家族等他人の介助を要する者 ②寝たきりの状態にある難病患者等であって、下着交換等に家族等他人の介助を要する者 ※原則として学齢児以上	介助者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
移動用リフト	①下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者であって、常時介護をする者 ②下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等であって、必要と認められる者 ※原則として満3歳以上	介護者が障がい者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者 ※原則として満3歳以上	原則として、付属のテーブルをつけるものとする。
訓練用ベッド	①下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者 ②下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等であって、必要と認められる者 ※原則として学齢児以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
入浴補助用具	①下肢又は体幹機能に障がいを有する身体障がい者であって、入浴に介助を必要とする者 ②入浴に介助を必要とする難病患者等であって、必要と認められる者 ※原則として満3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。
便器	①下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者 ②常時介護をする難病患者等であって、必要と認められる者 ※原則として学齢児以上	障がい者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有する身体障がい者 ※原則として満3歳以上	歩行補助杖の使用により、歩行機能を補うことが可能なもの。

## 日常生活用具給付一覧

移動・移乗支援用具	<p>①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有する身体障がい者であって、家庭内の移動等において介助を必要とする者          ②下肢が不自由な難病患者等であって、必要と認められる者          ※原則として満3歳以上</p>	<p>おおむね次のような性能を有するものであること。          ア 障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。          イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。          ただし、設置に当たり住宅改修を伴うも</p>
頭部保護帽	<p>①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有する身体障がい者であって、転倒等により頭部を強打するおそれのある者          ②知的障がい者又は精神障がい者であって、てんかん発作による転倒や自傷行為等により頭部を強打するおそれのある者(医師の意見書により必要と認められる者に限る。)※原則として満3歳以上</p>	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
特殊便器	<p>①上肢機能障がい2級以上の身体障がい者          ②障がい程度が重度又は最重度の知的障がい者であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者          ③上肢機能に障害のある難病患者等であって、必要と認められる者          ※原則として学齢児以上</p>	温水温風を出し得るもので障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
火災警報器	火災発生時の感知及び非難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。
自動消火器	火災発生時の感知及び非難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
電磁調理器	<p>視覚障がい2級以上の身体障がい者であって、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯          ※原則として満18歳以上</p>	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。
歩行時間延長信号機用小型送信機	<p>視覚障がい2級以上の身体障がい者          ※原則として学齢児以上</p>	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。
聴覚障がい者用屋内信号装置	<p>聴覚障がい2級以上の身体障がい者であって、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯          ※原則として満18歳以上</p>	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。(サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。)
透析液加温器	<p>腎臓機能障がい3級以上の身体障がい者であって、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者          ※原則として満3歳以上</p>	透析液を加温し、一定温度に保つもの。
ネブライザー(吸入器)	<p>①呼吸器機能障がい3級以上の身体障がい者又は同程度の身体障がい者で医師の意見書により必要と認められる者          ②呼吸器機能に障がいのある難病患者等であって、必要と認められる者</p>	薬液を霧状に噴霧する機能を有するもので、障がい者等が容易に使用し得るもの。
電気式たん吸引器	<p>①呼吸器機能障がい3級以上の身体障がい者又は同程度の身体障がい者で医師の意見書により必要と認められる者          ②呼吸器機能に障がいのある難病患者等であって、必要と認められる者</p>	口腔・気管内の痰を吸引する機能を有するもので、障がい者等が容易に使用し得るもの。
吸引・吸入両用器	<p>①呼吸器機能障がい3級以上の身体障がい者又は同程度の身体障がい者で医師の意見書により必要と認められる者          ②呼吸器機能に障がいのある難病患者等であって、必要と認められる者</p>	たん吸引器とネブライザー(吸入器)の両機能を有するもので、障がい者等が容易に使用し得るもの。

## 日常生活用具給付一覧

盲人用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上の身体障がい者であって、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ※原則として学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。
盲人用体重計(音声式)	視覚障がい2級以上の身体障がい者であって、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ※原則として学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。
盲人用血圧計(音声式)	視覚障がい2級以上の身体障がい者であって、視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ※原則として学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	①人工呼吸器の装着が必要な身体障がい者 ②人工呼吸器の装着が必要な難病患者等であって、必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの。
携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい又は肢体不自由の身体障がい者であって、発声・言語に著しい障がいを有する者 ※原則として学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの。
情報通信支援用具	視覚障がい又は上肢機能障がい2級以上の身体障がい者であって、文字を書くことが困難な者(言語及び上肢の複合障がい2級以上の者を含む。) ※原則として学齢児以上	視覚障がい若しくは上肢障がいに対応したパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフト等であって、障がい者等が容易に使用し得るもの。
点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上の身体障がい者で必要と認められる者 ※原則として満18歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。
点字器	視覚障がい2級以上の身体障がい者 ※原則として学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。
点字タイプライター	視覚障がい2級以上の身体障がい者 ※原則として学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上の身体障がい者 ※原則として学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。
視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	視覚障がい2級以上の身体障がい者 ※原則として学齢児以上	暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、容易に使用し得るもの。
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がいを有する身体障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者 ※原則として学齢児以上	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。
視覚障がい者用ICタグレコーダー	視覚障がい2級以上の身体障がい者 ※原則として満18歳以上	取り付けたICタグからその物品等の名称を音声にて再生が可能な製品であって視覚障がい者が容易に使用得るもの。
視覚障がい者用地デジ対応ラジオ	視覚障がい2級以上の身体障がい者 ※原則として学齢児以上	地上デジタル放送のテレビ音声及びAM・FM放送が受信でき、かつ、災害時の緊急放送等を自動的に受信する機能を備えるもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。
盲人用時計	視覚障がい2級以上の身体障がい者 ※原則として学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい又は発声・言語に著しい障がいを有する身体障がい者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 ※原則として学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者等が容易に使用できるもの。

## 日常生活用具給付一覧

聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がいを有する身体障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。
人工喉頭	音声機能又は言語機能に障がいを有する身体障がい者であって、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。頸下部等にあてた電動板を口腔内に導き構音化するもの。(電池及び充電器を含む。)
埋込型人工鼻	音声機能又は言語機能に障がいを有する身体障がい者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用する必要がある者	常時埋込型人工喉頭の一部として使用することで発声を可能とするもの。(鼻の代用として呼吸機能を有するものを含む。)
点字図書	視覚障がいを有する身体障がい者であって、主に情報の入手を点字によっている者	点字により作成された図書。
ストーマ装具	直腸又はぼうこう機能に障がいを有する身体障がい者で永久ストーマを造設した者	刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋。(装着・交換の際に必要とするストーマ用品を含む。)
紙オムツ等	次のいずれかに該当する身体障がい者 ①ストーマの変形若しくはストマ周辺の著しいびらんのためストーマ用装具を装着できない ②先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がいによる高度の排尿又は排便機能障がいがある ③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいがある ④3歳以下で発生した脳性麻痺などにより脳原性運動機能障がい、四肢機能障がい又は体幹機能障がいを有する者で、排尿若しくは排便の意思表示ができない ※原則として満3歳以上 ※新規申請にあっては、医師の意見書により必要と認められる者とする。	紙オムツ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ、脱脂綿等の衛生用品。
収尿器	高度の排尿機能障がいがある身体障がい者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置がついているもの。
住宅改修費	次のいずれかに該当する者 ①下肢若しくは体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る)3級以上の身体障がい者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上の者) ②障がい程度が最重度の知的障がい者 ③下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者等 ※原則として学齢児以上	住宅内外において障がい者等の移動等を円滑にする用具の設置で小規模な住宅改修を伴う次に掲げるもの。 ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のための通路面及び床材の変更 ④引き戸等への扉の取り替え ⑤和式便器から洋式便器等への便器の取り替え ⑥その他前号に付帯して必要な工事



